

○令和6年度中山町誕生70周年記念町民参加事業補助金交付要綱

令和6年3月25日

告示第42号

(趣旨)

第1条 この告示は、協働のまちづくりを更に推進する契機とするため、中山町誕生70周年を盛り上げることを目的として、町民等が自ら企画し実施する事業に要する経費に対して予算の範囲内において補助金を交付することに関し、中山町補助金等の適正化に関する規則(昭和40年規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体(以下「補助対象団体」という。)は、次のいずれにも該当する団体とする。なお、法人格の有無は問わないものとする。

- (1) 3名以上で構成され、団体意思を表明する代表者が明確であるとともに、町民若しくは町内事業所に勤務する者が代表者を務める団体
- (2) 中山町を活動拠点とする又は活動範囲に含む団体
- (3) 政治活動及び宗教活動を行うことを目的としない団体
- (4) 暴力団体による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)

第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団体による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の影響下でない団体

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 中山町誕生70周年を盛り上げることを目的として実施する事業
- (2) 中山町誕生70周年を機に新たに組織する補助対象団体が、企画し実施する事業又は既存の補助対象団体が、中山町誕生70周年を機に新たに企画し実施する事業
- (3) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施する事業
- (4) 中山町内で実施し、幅広く町民等を対象とする事業

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は補助事業の対象としない。

- (1) 町の信用又は品位を害し、又は害するおそれのある事業
- (2) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれのある事業
- (3) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に使用し、又は使用するおそれのある事業
- (4) もっぱら営利のみを目的とする事業
- (5) 暴力団又はその利益になる活動を行っている者の利益になるおそれのある事業
- (6) その他補助することが適当でないと町長が認める事業
(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助対象事業の実施に要する経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の経費は補助対象経費としない。

- (1) 食糧費（町長が認めたものを除く）
- (2) 団体構成員の人件費等
- (3) 団体の経常的な活動経費
- (4) 団体の事務所等の維持経費
- (5) その他町長が不相当と認める経費
(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費から補助対象事業の実施に伴って生じる収入を差し引いた額とし、予算の範囲内とする。

2 補助限度額は5万円とし、算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

3 同一年度における同一団体に対する補助は、1回限りとする。

(交付申請書)

第6条 補助金交付申請書は、別に定める期間内に提出するものとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）

- (3) 団体概要書（様式第3号）
 - (4) 事業年度の会員及び役員名簿
 - (5) その他町長が必要と認める書類
- （条件）

第7条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更とは、補助対象経費の10分の2を超えない増減とする。

2 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の変更について町長の承認を受けようとする場合は、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画変更承認及び補助金変更交付申請書（様式第4号）
- (2) 事業計画書（様式第1号）
- (3) 収支予算書（様式第2号）
- (4) その他町長が必要と認める書類

3 規則第7条第1項第2号の規定により町長の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書（様式第5号）を提出しなければならない。

（交付決定等）

第8条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、これを審査の上、補助金の交付の可否を決定し、書面により当該交付申請を行った者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

2 町長は、補助対象事業計画の審査及び事業費内容等の査定において、計画の修正等が必要であると判断される場合には、申請者とこれを協議し、事業計画の修正を経た上で交付決定できるものとする。

3 規則第8条及び第10条第3項に規定する交付決定等の通知は、補助金（変更）交付決定通知書（様式第6号）によるものとする。

4 町長は、補助金を交付しないと決定した者に対しては、理由を付してその旨通知するものとする。

（実績報告書）

第9条 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は令和7年4月20日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第1号）

- (2) 収支決算書（様式第2号）
- (3) 補助対象経費の領収書の写し
- (4) 活動状況を示す写真及び書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

（補助金額の確定の通知）

第10条 規則第15条に規定する補助金の額の確定の通知は、補助金額確定通知書（様式第7号）によるものとする。

（補助金の返還）

第11条 町長は、交付決定団体が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（帳簿の備付等）

第12条 規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（報告の徴収等）

第13条 町長は、必要があると認めるときは、補助事業の実施状況について、交付決定団体に報告を求め、又は調査することができる。

（財産処分の制限）

第14条 この告示により補助金を受けて取得し、又は効用の増加した不動産及び従物（取得価格が2万円以上の機械器具及び施設）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する年数を経過するまで町長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

2 前項の規定により町長の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（様式第8号）に理由書を添えて町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の承認をする場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を町に納付させることができる。

（公表）

第15条 補助金交付団体の活動状況等については、これを公表するものとする。

（雑則）

第16条 この告示に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第8条の規定により交付決定を受けた団体に係るこの告示の規定については、この告示の失効後もなおその効力を有する。

様式第1号（第6条、第7条、第9条関係）

事業計画（実績）書

| | | |
|----------------------------------|---------------------|--|
| 1 団体名 | | |
| 2 事業名 | | |
| 3 事業の目的 | | |
| 4 事業の内容 | | |
| 5 事業個所 (案内図添付) | | |
| 6 実施体制 | | |
| 7 スケジュール | | |
| 8 事業の効果 ※事業実績書の場合 のみ記載すること | 成果（参加者などの数値も記載すること） | |
| | 反省点 | |

様式第2号（第6条、第7条、第9条関係）

収支予（決）算書

| | |
|-------|--|
| 1 団体名 | |
| 2 事業名 | |

3 収入の部

| 区 分 | 予算額(円) | 決算額(円) | 内 容 | 備 考 |
|--------|--------|--------|-----|-----|
| 町補助金 | | | | |
| その他の収入 | 団体支出金 | | | |
| | 事業収入 | | | |
| | その他 | | | |
| 計 | | | | |

4 支出の部

| 区 分 | 予算額(円) | 決算額(円) | 内 容 | 備 考 |
|--------|--------|--------|-----|-----|
| 補助対象経費 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | 小 計 | | | |
| その他の経費 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | 小 計 | | | |
| 合 計 | | | | |

様式第3号（第6条関係）

団体概要書

| | |
|-------------------------|--------------------------------|
| 1 団体名 | |
| 2 設立年月日 | 年 月 日 |
| 3 団体構成員の資格 及び人数 | (人) |
| 4 団体の所在地等 (主たる事務所など) | |
| 5 代表者 | (氏名) (住所) (電話) |
| 6 連絡先 | (氏名) (電話) (FAX) (e-mail) |
| 7 団体の活動目的 | |
| 8 主な活動内容 (事業内容) | |
| 9 主な活動実績 | |
| 10 備考 | |

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

中山町長 様

申請者 住 所

団体名

代表者氏名

令和6年度中山町誕生70周年記念町民参加事業補助金事業計画
変更承認及び補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定があった標記補助事業
について、下記のとおり計画変更したいので中山町補助金等の適正化に関する規則第
7条第1項第1号の規定により承認されるとともに、補助金 円を追加（減
額）交付されるよう、併せて申請する。

記

- 1 変更の理由及び内容
- 2 変更後の事業計画書
別紙のとおり（様式第1号を添付すること）
- 3 変更後の収支予算書
別紙のとおり（様式第2号を添付すること）

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

中山町長 様

申請者 住 所

団体名

代表者氏名

令和6年度中山町誕生70周年記念町民参加事業補助金事業
遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定があった標記補助事業
について、中山町補助金等の適正化に関する規則第7条第1項第2号の規定により補
助事業等の遂行について指示を受けたいので、下記のとおり補助事業遂行状況報告書
を提出する。

記

- 1 補助事業等が予定内に完了しない又は補助事業等の遂行が困難となった理由

- 2 遂行状況

様

中山町長

令和6年度中山町誕生70周年記念町民参加事業補助金の
（変更）交付決定について（通知）

年 月 日付けで申請のあった令和6年度中山町誕生70周年記念町民参加事業補助金について、中山町補助金等の適正化に関する規則（以下「規則」という）及び令和6年度中山町誕生70周年記念町民参加事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金を交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金の額 円
- 2 交付の条件
 - (1) 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった事業で、その内容は申請書記載のとおりとする。
 - (2) 補助事業者等は、補助事業等を中止又は廃止する場合及び補助事業の内容を変更する場合（事業費の10分の2を超えない増減及び補助金額に変更がない場合を除く）は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業等を完了したときは、完了後30日以内又は令和7年4月20日のいずれか早い期日までに実績報告書を町長に提出しなければならない。
 - (4) 補助事業者等は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び当該収入及び支出についての証拠書類を、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
 - (5) 補助事業者等は、補助金を受けて取得し、又は効用の増加した不動産及び従物（取得価格が2万円以上の機械器具及び施設）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する年数を経過するまで町長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

(6) 補助事業者はこの補助金に関しては、規則及び令和6年度中山町誕生70周年記念町民参加事業補助金交付要綱に従わなければならない。

(7) 補助事業実施に際しチラシ、ポスター及び成果品等の印刷物を発行する場合は、この補助金を活用した事業である旨を表示すること。

(注) 事業計画変更の承認を兼ねる場合は、件名の「令和6年度中山町誕生70周年記念町民参加事業補助金の(変更)交付決定について(通知)」を「令和6年度中山町誕生70周年記念町民参加事業補助金の事業計画変更承認及び変更交付決定について(通知)」とし、本文中の「中山町補助金等の適正化に関する規則(以下「規則」という)及び令和6年度中山町誕生70周年記念町民参加事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金を交付することに決定したので通知します。」を「事業計画の変更を承認することとし、中山町補助金等の適正化に関する規則(以下「規則」という)及び令和6年度中山町誕生70周年記念町民参加事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金を交付することに決定したので通知します。」とする。

様式第7号（第10条関係）

第号

年 月 日

様

中山町長

令和6年度中山町誕生70周年記念町民参加事業補助金の額の確定
について（通知）

年 月 日付け 第 号で（変更）交付決定した令和6年度中山町誕生70周年記念町民参加事業補助金については、中山町補助金等の適正化に関する規則第15条の規定により、下記のとおり額を確定します。

記

補助金の確定額

円

様式第8号（第14条関係）

年 月 日

中山町長 様

住所
団体名
代表者名

令和6年度中山町誕生70周年記念町民参加事業補助金事業に係る
財産等処分承認申請書

令和6年度中山町誕生70周年記念町民参加事業補助金事業で所得した財産を下記のとおり処分したいので承認くださるよう申請します。

記

- 1 処分の対象となる財産
- 2 処分の内容（目的外使用、譲渡、交換、貸し付け、担保等）
- 3 処分の理由
- 4 財産所得時の状況

| 財産等 | 団体名 | 設置又は 保管場所 | 数量 | 事業費 | 補助金 | 備考 |
|-----|-----|--------------|----|-----|-----|----|
| | | | | | | |

- 5 処分の方法（処分の相手方、処分価格、処分予定時期、処分条件等を記載し、譲渡にあたっては相手方の利用方法、利用計画等を記載すること。）